

令和5年分の所得税等の確定申告

スマートフォンで

ID 1000894

簡単・便利な e-Tax のご利用を

確定申告は、会場に行かなくても自宅からパソコン・スマートフォンで利用できる e-Tax が便利！

用意するもの

- ・マイナンバーカード
- ・マイナンバーカード対応のスマートフォン・タブレット

e-Tax で
申告手続きが完結！

確定申告の方法を
動画で確認できます



詳しくはこちら▶▶▶

マイナポータル連携で
申告書に自動入力できます



詳しくはこちら▶▶▶

2月16日(金)～3月15日(金)に市が開設する市民税・県民税の申告相談会場は、混雑を緩和させるため、今回も予約制にします(郵送での提出も可)。

【問】一宮税務署 ☎(72)4331

市民税課 ☎(28)8963

児童手当などの請求はお早めに

ID 1000379



国・県・市では、児童手当・児童扶養手当などを支給しています。まだ申請していない場合は、お早めに手続きしてください。手当によっては、所得により支給されないものや減額になるものがあります。詳しくは、お尋ねください。

受給中の方へ

転居した場合や振込先が変わる場合(金融機関の統廃合を含む)は、手続きしてください。

種類	対象	支給期間	問い合わせ
児童手当 (国)	中学校修了前の児童を養育している方 (公務員は勤務先で手続き)	申請月の翌月～ 中学3年生の年度の末日	
児童扶養手当 (国)	次のいずれかに該当する児童を養育している方 ①離婚・行方不明・死亡・拘禁などで父親または母親と生計を共にしていない	申請月の翌月～ 18歳になる年度の末日※	子育て支援課 ☎(28)9023
遺児手当 (県・市)	②父親または母親が重度の障害者 (障害基礎年金1級、身体障害者手帳1・2級程度)	申請月～ 18歳になる年度の末日	
特別児童扶養 手当 (国)	次のいずれかに該当する身体・知的・精神に障害のある児童を養育している方 (内部機能障害は診断書により認められた場合に限る) ①重度障害(療育手帳A、身体障害者手帳1・2級程度) ②中度障害(療育手帳B、身体障害者手帳3級程度・4級の一部) ③診断書により同程度以上と認められる障害	申請月の翌月～ 20歳の誕生日の前日	障害福祉課 ☎(28)9017

※は児童に一定の障害がある場合は20歳の誕生日の前日まで